

三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）最終案について【情報共有】

1 計画策定の経緯

犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、平成31（2019）年3月18日「三重県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を公布し、同年4月1日に同条例を施行しました。

同条例第9条「犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため犯罪被害者等支援に関する計画（以下「推進計画」という。）を定める」との規定に基づき、推進計画を策定することとし、条例制定時に意見を求めた犯罪被害者等支援条例検討懇話会の委員及び県内の犯罪被害者等支援に携わる主だった機関を構成員とする「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、意見を求めるとともに市町、関係部局等からも意見を聴取し、パブリックコメント募集による意見を反映させたうえで、最終案としてまとめました。

2 計画の概要

（1）計画期間

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間

（2）基本方針

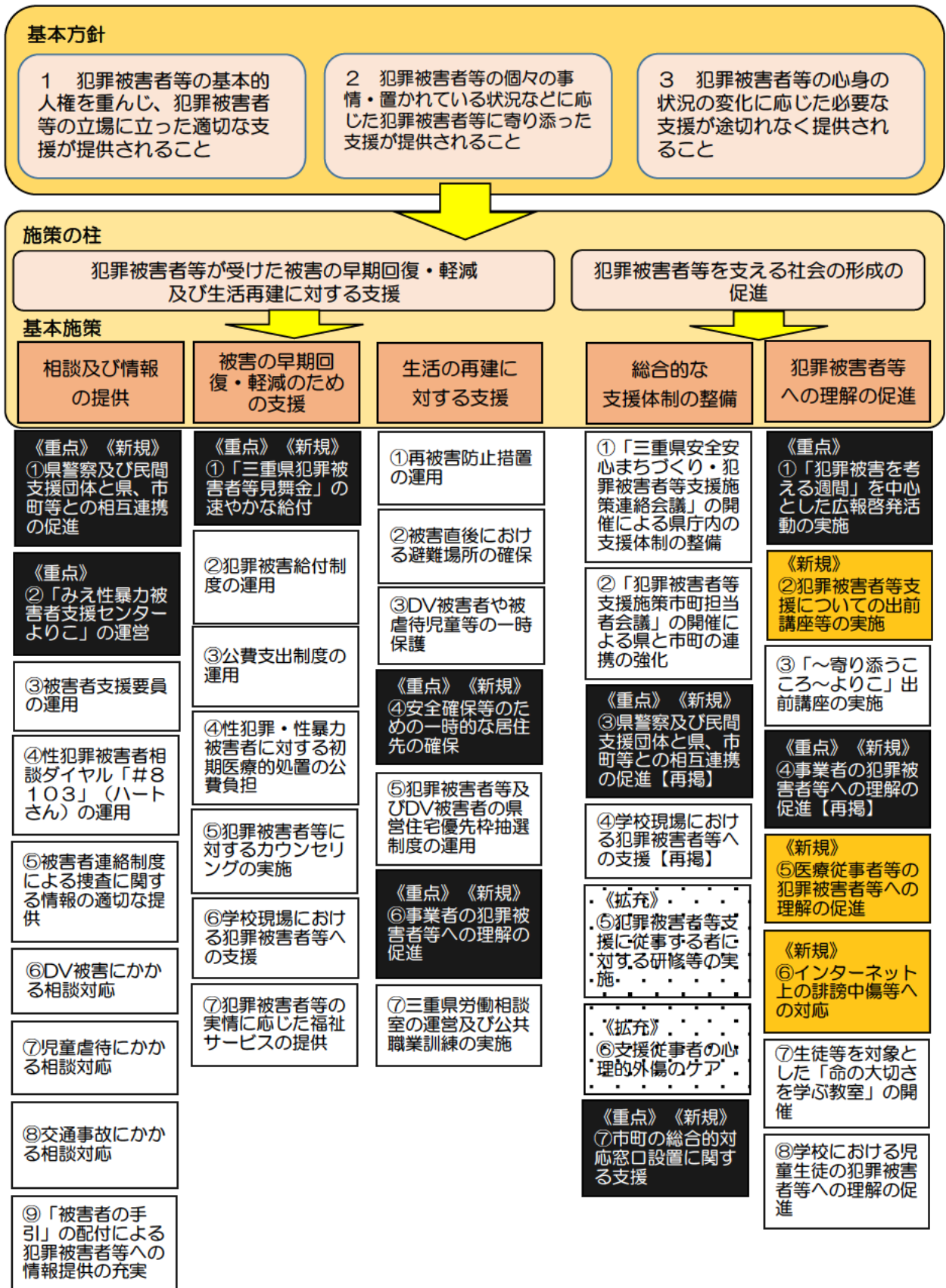
- 1 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること
- 2 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況などに応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること
- 3 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れなく提供されること

（3）施策体系

施策体系は条例に沿って整理し、2つの「施策の柱」に分け、「施策の柱」を「基本施策」に細分化し、それぞれの「基本施策」の下に具体的な施策を体系つけています。

施策体系図は次のとおりです。

施策体系図



※特に注力していく施策については、重点施策と位置付けています。

※条例制定以降、取組の始まった施策は「新規」、これまでの取組を拡充するものは、「拡充」と表記しています。

(4) 数値目標

犯罪被害者等支援施策の取組の進捗を客観的に判断するため、以下の数値目標を設けました。

目標項目	現状値	目標値
① 犯罪被害者等支援施策集作成市町数	1 市町	29 市町
② 「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」の認知度	6.5%	30.0%
③ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度	9.4%	30.0%

※犯罪被害者等支援施策集：犯罪被害者等支援施策や相談窓口等を取りまとめたもので、犯罪被害者等支援窓口における迅速で適切な情報提供のツールとなります。

※現状値は令和元年度の値、目標値は令和5年度の値です。

※②、③の目標項目は、電子アンケートシステム「三重県 e-モニター」において、それぞれ「知っている」と回答した人の割合です。

(5) 進捗管理

進捗管理については、計画に基づいた取組について年次報告書として取りまとめ、協議会に意見を求めたうえでホームページにて公表します。

協議会の意見については、担当部局にフィードバックし、以後の取組に反映させます。

3 今後の予定

11月26日	第2回犯罪被害者等支援施策市町担当者会議において最終案の報告
12月10日	環境生活農林水産常任委員会において最終案の報告
12月下旬	計画策定・公表